組合員への賃金差別と見

られる状況が生じたため

まごころがあること。 まじめ

2006年4月施行

明な「甲種嘱託社員就業規 準があり、賃金水準が不透 ないと定められました。 員を雇用しなければなら 間は原則として希望者全 満額支給されるまでの期 を希望した場合は、年金が 改定高齢者等雇用安定法 竹中においては、選別基 60 歳定年後も働くこと による運用が行われ、

改定高年齢者等雇用安定法に基づいた会社(案)職後65歳までの勤務延長制度(再雇用)について が提示されることになっています。

も「再雇用は甲種嘱託社員 行い、組合の要求に対して のまま組合員の再雇用を 使とも署名押印しました。 使交渉を行うものとする」 ついて、 雇用者の賃金、労働条件に は「労使双方は定年後の再 京都府労働委員会に「斡 との「斡旋案」を受け、労 就業規則により行う」とい 旋」を申請しました。 しかし、その後も会社 斡旋案を無視する姿勢 引き続き誠実に労 す

春闘3回目の団体交渉は3月28日です。 定年退



教宣部

4941 号 2013年 3月25日

化学

般京滋

地

本

全竹中労働

組

合

h を行おうとはしてい う回答のみで誠実な交渉

今回の法改正

を保障した具体的な

内 容 る賃金

で交渉ができるよう、改定

と努力義務を課してい を含む労働条件について 用の対象になります。 行われ、希望者全員が再雇 んが、厚生労働省の指針で は特に定められていませ 改正 (施行は今年4月)が 努めること」 適切なものとなるよう 生活の安定等を考慮し、 昨年8月に再度、 高年齢者の就業実態や 法 賃金 ま

、ませ

夫婦2人が安心して生活

できる収入を確保でき

希望者全員の65歳までの

要

請

基 查 いる金額など具体的に出 くらあれば良いのか。諸調 案の提示を要請します。 のデータ、会社の考えて 夫婦2人の生活費はい

<u>च</u> चु ら誠実な交渉が始められ ます。 してもらいたいと思いま いるのだから、賃金水準は 準も明確にすることか 会社は と明確に、 賃金決定の 円と考えて

思います。 実態の開示も必要だと 今の制度での再雇用賃

社 会 貢 献

情 か

の義務でもあります。私た は素晴らしい。納税は国民 社会に貢献していく考え 行うことを大前提として、 ちは竹中の従業員である と共に日本国の国民です。 本国にしっかり納税を 日本国家の法人として 裁判員制度」という国 の影響力は大きい。 ことも、 とになります。その従業員 民として義務を果たすこ 家が決めた制度がありま 業活動がもたらす社会 社会貢献だと思います。 を暖かい気持ちで支える す。裁判員に選ばれれば国 企業として立派

春闘3次団体交渉 3月28日(木)

> ンプライアンスの精神が 責任(CSR)を果たす、コ ある企業運営を望みます。



へ企な

社会的

いますが、 権利があります。使用者に とり、自由に利用できる」 ないという具体的な れたら会社が正常に動 時季変更権が認められて 則として「いつでも自由に であり、その使途を使用 がある場合にのみです。 に通知する必要もなく、 年休取得の目的は自 誰がみても休ま 事

らない(私用・家族都合・休 りを!お金にゆとりは ています。年休に理由は しょう。 いですが、 十分)です。心と体にゆと 息などもちろん空白でも 年休取得もエンジ化 年休を取り 無

年次有給休暇

です。 以上出勤した労働者に 法律上当然に生じる権 していて全労働日の8 与えなくてはなりませ なくとも10 入社後6ヵ月継続 日間の年休を 勤 \bar{h}_{o} 利 少 割

は「労働者の請求する時季 で 2 日 の 計 10 と定められています。 に与えなければならな れます。労働基準法で年休 日、3ヶ月7日、 竹中では勤 続 1 カ 日が与えら 6ヵ月 月 ر ا ا با